

令和6年2月5日
地域行政部
マイナンバー担当課

世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

1 主旨

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）以下、「番号法」という。」の改正に伴い、規定の整備を図る必要があるため、条例改正案を令和6年第1回区議会定例会に提案する。

2 改正内容

- (1) 行政機関等士とのより速やかな情報連携の開始を目的に、情報連携できる範囲を規定していた番号法別表第二が廃止され、新たに主務省令で定めることとなったため、これを引用している条例第4条第2項を改正する。
- (2) その他規定の整備を行う。

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行予定日

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）」附則第1条本文の政令で定める日から施行する。

世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(略)</p> <p><u>(7) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。</u></p> <p><u>(8) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。</u></p> <p><u>(9) 関係機関 行政機関（法第2条第1項に規定する行政機関をいう。）、地方公共団体、独立行政法人等（法第2条第2項に規定する独立行政法人等をいう。）その他の行政事務を処理する者及び地方公共団体情報システム機構（法第2条第14項の地方公共団体情報システム機構をいう。）をいう。</u></p> <p>(略)</p> <p>(個人番号の利用範囲) 第4条 2 区長又は世田谷区教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、<u>利用特定個人情報</u>であって自らが保有するものを、<u>特定個人番号利用事務</u>を処理するために効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該<u>利用特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>(略)</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(7) 関係機関 行政機関（法第2条第1項に規定する行政機関をいう。）、地方公共団体、独立行政法人等（法第2条第2項に規定する独立行政法人等をいう。）その他の行政事務を処理する者及び地方公共団体情報システム機構（法第2条第14項の地方公共団体情報システム機構をいう。）をいう。</u></p> <p>(略)</p> <p>(個人番号の利用範囲) 第4条 2 区長又は世田谷区教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、<u>法別表第2第4欄に掲げる特定個人情報</u>であって自らが保有するものを、<u>同表第2欄に掲げる事務</u>を処理するために効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該<u>特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>(略)</p>

改正後	改正前
<p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第5条 法第19条第11号に規定する条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3第1欄に掲げる情報照会機関が、同表第3欄に掲げる情報提供機関に対し、同表第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表第3欄に掲げる情報提供機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則 (令和6年 月 日条例第 号)</u> <u>この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律 (令和5年法律第48号)</u> <u>附則第1条本文の政令で定める日から施行する。</u></p>	<p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第5条 法第19条第11号に規定する条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3第1欄に掲げる情報照会機関が、同表第3欄に掲げる情報提供機関に対し、同表第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表第3欄に掲げる情報提供機関が当該特定個人情報を提供するとき及び法別表第2第1欄に掲げる区の機関が、当該区の機関以外の同表第3欄に掲げる区の機関に対し、同表第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表第3欄に掲げる区の機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</p> <p>(略)</p>